鳥取ウラン残土処理

「制裁金減らせ」県外搬出の苦肉の策

幌延など候補地に波紋

鳥取県内にあるウラン残土の処理をめぐり、日本原子力研究開発機構と所管する文部科学省が四月に公表した「れんがに加工後、県外へ」という構想が、留萌管内幌延町とともに搬出先候補地に挙げられた道外自治体にも波紋を広げている。残土の放置発覚から十八年。「れんが化構想」が突如浮上した背景には、五月末までに残土を搬出しないと、超過日数に応じて裁判所によって科せられた制裁金の存在がある。

構想によると、二十七万立方㍍の残土を焼き固めてれんがを約百万個を製造し、数年後に、幌延町、群馬県高崎市、岐阜県土岐市など全国十カ所の原子力機構事業所で歩道の舗装や花壇などに活用。残土には微量の放射性物質が含まれているが、文科省原子力研究開発課は「放射線レベルは普通の花こう岩とほとんど変わらず、年間被ばく線量を超えることはない」と安全性を強調する。

これに対し、土岐市の担当者は「安全性が担保されているなら現地ですべて使えばよい。なぜ県外に移すのか」と不信感をあらわにする。高崎市は「何も聞いていないので、対応のしようがない」（企画調整課）と困惑する。

道と幌延町にとっても「寝耳に水」の構想だが、原子力機構の幌延深地層研究センターは「現時点では搬入計画はない」（総務課）と幌延町などに説明しており、同町も「今は静観している段階」（町幹部）という。だが、核廃棄物誘致に反対する住民団体などは「搬入計画がないのはあくまでも『現時点』で、今後搬入しないとの結論ではなく、注意深く見ていきたい」と警戒している。

問題の発端は半世紀前にさかのぼる。一九五五年に鳥取と岡山の県境にある人形峠で国内初のウラン鉱床が発見された際、試掘に伴う残土約四十六万立方㍍が放置された。八八年の発覚後、ほとんどは埋め戻すなどで処理されたが、約三千立方㍍はそのまま残された。

これをめぐり、二〇〇〇年に住民側が残土撤去を求めて起こした訴訟は〇四年、最高裁で住民側勝訴が確定。これを受けて鳥取地裁は同年、撤去期限を設け、超過した場合は原子力機構に制裁金を科すことを決定した。

残土のうち、放射線量が比較的高い二百九十立方㍍については〇五年三月十日を期限とし、これを過ぎた場合、一日七十五万円を住民側に支払う内容。同機構は同十月、米国に搬出、処理したが、制裁金は計一億四千万円余りに上った。

残る約二千七百十立方㍍の撤去期限は五月末で、これを過ぎると一日五万円の制裁金が新たに発生する。文科省幹部は「これ以上、税金の無駄遣いになる事態は避けたかった」。期限には間に合わないが、制裁金総額をできる限り、抑制する狙いだ。

れんが化構想について立命館大の安斎育郎名誉教授（放射線防護学）は「歩道や花壇に使うことで国は安全性を強調したいのだろう。だが、長期にわたる被ばくの懸念もあり、放射性物質は生活空間から隔離することが原則だ」と話している。